

登録計装試験実施規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本計装工業会（以下「工業会」という。）が、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）に基づき登録を受けて実施する登録計装試験事務の実施に関し、同規則第7条の22で準用する第7条の10の規定に基づき必要な事項を定める。

(名称)

第2条 本試験は、1級計装士技術審査(以下「審査」という。)と称する。

(試験事務実施の基本方針)

第3条 試験事務は、この規程により厳正、確実、かつ、公正に実施するものとする。

(試験事務を行う時間及び休日)

第4条 試験事務を行う時間は、休日を除き、午前9時から午後5時までとする。

2 試験の実施日に試験事務を行う場合は、前項の規定は適用しない。

3 第1項の休日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日・日曜日

(2) 国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く）

(4) 会長の定める日

(試験事務を行う事務所)

第5条 試験事務を行う事務所は、次のとおりとする。

事務所 一般社団法人日本計装工業会

所在地 東京都港区虎ノ門2丁目8番1号 虎の門電気ビル5階

(試験の実施時期及び試験地)

第6条 試験は毎年1回、学科試験を8月頃、実地試験を12月頃に全国4ヶ所以上で実施する。

第2章 受験資格

(受験資格)

第7条 受験資格は、以下のとおりとする。

計装工事の設計・施工の実務経験年数5年以上。ただし、2級計装士技術審査合格者については、実務経験4年6ヶ月以上。なお、上記年数には指導監督的実務経験年数1年以上を含む。

注1 実務経験年数とは、実務に従事した日から起算し前年度の3月31日までの経験年数をさす。なお実務経験とは、建築物その他の工作物若しくは、その設備において計測・制御・監視設備工事又はデータ回線工事の設計・施工に従事することをいう。

注2 指導監督的実務経験とは、現場主任技術者、工事主任・設計主任などの職にあつ

て部下を指示・指導・監督する業務、あるいは工事の施工管理業務に従事した経験を指す。

(試験の免除)

第8条 次の者に対しては、学科試験の全部又は一部を免除する。

- (1) 学科試験に合格した者には、次年度、次次年度の学科試験を免除する。
- (2) 次の資格取得者に対しては、申出により別表の学科試験の一部を免除する。

資 格	免除科目
1級電気工事施工管理技士	学科 B
1級管工事施工管理技士	学科 B

第3章 受験の申込み等

(試験の申込み)

第9条 試験を受けようとする者は、受験申込書に受験手数料を添えて、工業会あて申込みものとする。

(受験申込書の審査・受理)

第10条 受験申込みを受けたときは、これを審査し、次に掲げる事項に適合するものを受理する。

- (1) 必要な事項が記載され、かつ、必要な書類が添付されていること。
- (2) 受験申込みが第7条に該当する者であること。
- (3) 第11条に規定する受験手数料が払い込まれていること。

第4章 受験手数料

(受験手数料)

第11条 受験手数料は、次のとおりとする。

学科試験 7,400円

実地試験 17,500円

2 会長は、必要あるときは第1項の受験手数料を改訂することができる。

(受験手数料の収納)

第12条 試験を受けようとする者は、受験手数料を銀行振込等により納付するものとする。

2 前項の振込に要する費用は、受験申込者の負担とする。

(受験手数料の返還)

第13条 収納した受験手数料は、次の場合変換するものとする。

- (1) 受験申込書の受理できない場合
- (2) 工業会の責に帰すべき理由により試験を受けることができなかった場合

(受験手数料の返還方法)

第14条 受験料の返還は、次の方法により行う。

- (1) 前条第1項第1号に基づく返還する金額は、受験手数料から振込手数料を差引いた金額とする。
- (2) 前条第1項第2号により返還する金額は、受験手数料の金額とする。

- (3) 前各号に掲げる受験手数料を返還する場合は、返還請求書により行うものとする。

第5章 試験の実施方法

(試験の公告)

第15条 実施公告は、工業会ホームページへの掲載、及び建設専門紙への掲載により行う。

(試験の内容)

第16条 試験の内容は、学科試験及び実地試験によって行う。

- 2 実地試験は、当年度の学科試験に合格した者及び学科試験を免除された者に対して行う。
- 3 学科試験及び実地試験の審査基準は、別表に定めるところによる。

(試験会場の設営)

第17条 会長は、試験の実施に当たって、試験を厳正かつ円滑に行うため、統括試験監理者及び試験監理者を選任し、各試験会場に配置する。

- 2 統括試験監理者は、試験会場の総括責任者として一切を指揮し、責任をもって試験の実施を監理する。
- 3 試験監理者は、試験会場における試験の実施、試験用紙の配布、不正行為などの監視、解答用紙の回収、整理等を行う。

(試験問題の管理)

第18条 試験問題、解答用紙等の印刷、運搬及び保管は次のとおり行う。

- (1) 試験問題等の印刷は、機密保持契約を結び厳重な管理と秘密保持を図ることが可能と認められる印刷業者に行わせる。
- (2) 試験問題等の運搬は、業務に信用と実績のある運搬業者に依頼する。
- (3) 試験問題等の運搬に際しての梱包は、コンテナを使用し、封印するものとする。

(試験に関する一般事項)

第19条 試験において、当該試験にかかる受験票を提示しない者は、受験することができない。ただし、受験票の再発行を受けた場合はこの限りでない。

- 2 試験開始後30分までの遅刻者は、当該試験の受験を認めるものとする。
- 3 試験時に配布した試験問題用紙等は、受験者に持ち出しさせないものとする。

(受験中止の措置)

第20条 統括試験監理者は、試験において不正のあった者に対しては、受験を中止し、退場させる。

- 2 統括試験監理者は、前項のほか試験会場の秩序を乱す行為をした者及び他の受験者に迷惑を及ぼす行為をした者に対しては、退場させることができる。

(試験問題等の公表)

第21条 毎年、前年度に行った学科試験・実地試験の問題を公表する。

第6章 試験委員会等

(目的及び設置)

第22条 試験問題の作成及び合格判定等について審議するため、合議制の試験委員会を置く。

(組織及び試験委員の選定等)

第23条 前条の試験委員会に中央審査委員会をあてる。

- 2 委員は、建設業法施行規則第7条の19に定める登録計装試験委員となる。
- 3 委員は、学識経験者及び関係機関の職員のうちから会長が委嘱する。
- 4 委員の数は、10名以上15名以下とする。内2名以上は計測制御工学その他関連の大学教授、助教授若しくはその経験者、又は、計測制御工学その他関連する科目の研究で博士の学位を授与された者、あるいは同等以上の能力を有する者とする。
- 5 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠者の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第24条 登録計装試験を円滑に実施するために、前条第1項の中央審査委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、前条第3項の委員のうちから互選により選任し、会長が委嘱するものとする。
- 3 委員長は、本委員会の会務を統轄する。

(試験委員の解任)

第25条 会長は、委員が次のいずれかに該当する場合は、委員を解任するものとする。

- (1) 職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき。
- (3) 本人から申し出があったとき。

(試験委員会の職務)

第26条 委員会は合議制とし、試験実施要領の作成、別途設置する検定委員会から提出された試験問題案を検討し出題の決定を行う。又、可否の判定その他試験に関する基本的事項を行う。

(会議及び議決)

第27条 会議は、委員長が必要と認めるときに開催するものとする。

- 2 会議を招集するときは、会議内容、日時、場所を示して、開催5日前までに文書をもって通知するものとする。
- 3 委員会の開催は、試験委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決定するものとする。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。

(検定委員会)

第28条 検定委員会は、問題案の作成、審査の運営・実施に関する事項を行う。

- 2 委員は、1級計装士又は1級計装士と同等以上の知識及び技術を有する者のうちから委嘱する。
- 3 委員の人数は、15名以上25名以下とする。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠者の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 第25条の規定は、検定委員に準用する。

第7章 合否の判定方法等

(試験の合否判定基準)

第29条 合否の判定基準は、55%から65%の正解率の範囲とする。

(合否の判定等)

第30条 合否の判定は、中央審査委員会で判定し、会長が決定する。

第8章 合格証明書の交付等

(合格証明書の交付)

第31条 会長は、合格者に合格証明書を交付する。

(再交付)

第32条 合格証明書を紛失し若しくは損傷したときは、合格証明書再交付申請書に手数料1,030円を添えて工業会に提出し、再交付を受けることができる。

第9章 雑則

(受験者の不正行為に対する措置)

第33条 受験に関して次のような不正行為を行った者に対しては、合格を取り消すとともに、既に公布した合格証明書は返還させるものとする。

- (1) 試験の問題等秘密事項について、不正な手段でそれを入手したとき。
- (2) 受験申込書に、受験資格に関係ある事項を偽って記入し受験したとき。
- (3) その他受験に関して不正行為があったとき。

(秘密の保持等)

第34条 審査にかかわる者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は開示してはならない。

- 2 審査にかかわる者は、試験問題の漏えい防止等公正な実施の確保に各自万全を期す。
- 3 前2項に抵触した場合は、その職務を解任する。

(帳簿及び書類の保存)

第35条 帳簿及び書類の保存方法は、確実かつ秘密の漏れることのない方法で行い、試験問題、帳簿及び書類等の破棄は、復元することが出来ない方法で行う。

(帳簿及び書類の保存期間)

第36条 保存期間は次のとおりとする。

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 受験者名簿及び合格者台帳 | 試験事務の停止まで |
| (2) 採点結果一覧表 | 5年 |
| (3) その他の書類 | 会長が定めた期間 |

(試験事務の細目)

第37条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から適用する。

別表

1 級計装士技術審査基準

1 試験の程度

計装工事における上級の技術者が、通常有すべき知識及び技術の程度を基準とする。

2 試験科目・内容

区分		試験科目	内容	時間
学科試験	学科A	1 計装一般	*計装の意義 *測定 *制御 *信号の伝送と処理	4時間
		2 計器	*計装機器・システム *検出部と変換器及び伝送部 *制御システム及び通信	
		3 計装設計	*計装工事設計の概要 *計装記号及び図記号 *計装用動力源 *計装信号 *国内・外の規格 *計装配線工事及び配管工事設計 *計装工事材料 *メンテナンス	
	4 工事の積算	*計装工事積算概要		
	5 検査と調整	*試験・検査の種類 *計装配線・配管工事検査 *計器の調整		
	学科B	6 工事施工法	*盤類の据付 *機器類の取付 *ダクト・ラック据付及びトラフの布設 *配線・配管工事 *防爆及び接地工事 *工事用工具 *工程管理	
7 安全衛生		*労働安全衛生法概要 *労働安全衛生規則の通則及び安全衛生基準		
	計装関係法令について	8 法規	*労働安全衛生関係法令 *労働基準法概要 *法令等の種類 *工事に関する法規	
<p>実地試験 (計装設備計画[基本計画、施工計画]、計装設備設計図[プラント設備、ビル設備]等について)</p>			*工事計画 *材料並びに製品の判定 *計装設計 *計装工事設計 *制御ロジック *検査調整 *安全衛生 *計装工事材料積算 *計装工事工数積算	4時間